

## 札幌市 2019 年第 3 回定例会市議会 (9 月 17 日～10 月 28 日)

## 文書質問 石川 佐和子

第 3 回定例会では全議案 35 件、意見書案 5 件が可決されました。2018 年度一般会計決算額は、歳入が前年度比 0.6%増の 9,885 億円、歳出は、前年度比 1.2%増の 9,811 億円となりました。単年度実質収支は 45 億円の黒字となったものの、一般会計の市債残高は、前年度比 1.9%増の 1 兆 728 億円と、7 年連続で増加しており大変厳しい財政状況です。一般会計歳入歳出決算に、国民の管理・監視強化につながる共通番号、いわゆるマイナンバー制度関連としてシステム改修費、制度対応費等の 4 億 6,841 万円が含まれていることから認定には反対、また、札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案にも反対しましたが可決されました。胆振東部地震の対応等のため 28 億 5,900 万円の一般会計補正予算が賛成多数で可決、市民ネットワークが提案した、「ゲノム編集技術応用食品の必要な情報提供等の在り方について検討を求める意見書」「生態系への影響が懸念されるネオニコチノイド系農薬の調査研究等を求める意見書」は全会一致で可決されました。

質 問	答 弁
<p><b>1. マイナンバー制度について</b> 政府は「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針(案)」を示し、「国家公務員及び地方公務員等については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する」とし、自治体や共済組合などへの通知で、職員らのカード取得を奨励し、6 月末時点のカード取得状況と、10 月末時点の取得・申請状況の報告を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの取得は個人の自由であり、義務付けではないにも拘わらず、総務省が職場を通じて奨励することは、職員等に対する事実上のマイナンバーカード取得の義務化であり、内心の自由の侵害に他ならないと考えるが、秋元市長の見解と対応について伺う。</li> </ul> <p><b>2. ヒグマとの共生について</b> ・2019 年 8 月、南区の住宅街にヒグマが頻繁に出没し、住民の安全確保のため猟銃によって駆除された。ヒグマとの共生の大切さを考え、どうすれば共生できるか、改めて市民の共通認識として拡がるよう啓発していくことが重要と考える。ヒグマの住宅地への侵入を未然に防ぐ対策についての現状と課題について、また、行政と市民の、あるいは市民同士の意見交換をすすめながら、ヒグマとの共生をめざしていくべきと考えるが、今後、どのように啓発に取り組むのか伺う。</p> <p><b>3. 障がいがあっても高齢になっても安心して暮らすための取り組みについて</b> (1)障がい者相談支援事業について ・自分らしい生活を実現するため、地域生活を選択する障がい者にとってすぐに相談できる相談支援事業所は大変重要な存在であるが、事業所の体制等が追い付かず、とりわけ複雑な問題を抱える当事者の方の中には、相談さえもままならず支援を受けられないまま困難な生活を余儀なくされている方がいる現状と聞いているが課題をどう捉えているか、また、「障がい者相談支援事業所ガイドブック」が当事者の方の手に届くように工夫すべきと考えるが、今後どのように工夫するのか伺う。</p> <p>(2) パーソナルアシスタンス制度について ・PA 制度を、さらに障がい者が利用しやすく、介助者も安心して働くことのできるより有効な取り組みとするためには、札幌市が利用者や介助者等の支援を委託している PA サポートセンターの果たす役割は非常に大きいと考えるが、PA 制度利用者及び介助者を対象として 2017 年度に実施されたアンケート調査の結果を踏まえ、どのような点が活かされ、また、今後どのように改善しようとしているのか伺う。</p> <p>(3) 重度障がい者の就労支援について ・さいたま市では、自宅で働く障がい者の重度訪問介護サービスを市が負担するという就労支援事業を新たに開始し、また、大阪府と大阪市は連携し、重度障がい者の就労、通学を支援する独自の制度創設に取り組んでいるが、さいたま市の取り組みや大阪府、大阪市が目指す施策の方向性をどのように受け止めているのか。また、これらの取り組みを参考に、札幌市においても独自の制度づくりに着手すべきと考えるが、いかがか伺う。</p> <p>(4) 札幌市高齢者配食サービス事業について ・配食事業が高齢者の健康維持としての身体状況の把握や栄養状況の改善等に深く関わっており、また、安否確認を行う上でも不可欠な事業であることから、配食業者が抱える困りごとを共有し、また、地域福祉に関わる人たちが課題を検討する場に、配食事業者も参加するべきと考えるが、いかがか伺う。</p>	<p><b>1.</b> ・総務省の通知(「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について(依頼)」(令和元年 6 月 28 日付け総行福第 23 号))は、令和 3 年 3 月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みが本格化することに伴い、今後、マイナンバーカードの取得希望者が増加し、交付申請が短期間に集中する可能性があるため、地方公務員に早めの申請を促すものである。この通知後、今年 9 月 10 日に札幌市ではマイナンバーカードの取得は任意であることを伝えた上で、交付事務の平準化への協力を得るため本市職員及びその被扶養者にマイナンバーカードの申請書を配布したところである。今後もマイナンバーカードの取得を義務付けているとの誤解を与えないよう対応してまいりたい。</p> <p><b>2.</b> ・ヒグマの住宅地への侵入を未然に防ぐ対策については、これまでヒグマに対する理解を深めるための普及啓発とともに、侵入経路遮断のための河畔林等の下草刈りや家庭菜園向け電気柵の普及に取り組んできたところであるが、対象となる範囲が広いこともあり、更なる対応が必要であると認識している。また、札幌市が目指しているヒグマとの共生の姿は人とヒグマとの住み分けを図ることで、市民生活の安全を確保しながら、一定の距離を保って共生することである。このような、ヒグマと共生する社会の姿やその実現のために必要な行動について、より多くの市民に考え、理解してもらえよう、出前講座やヒグマフォーラム等の様々な機会を活用しながら啓発に努めてまいりたい。</p> <p><b>3.</b> (1) ・障がい者相談支援事業所ごとの相談件数、相談者の障がい種別、相談内容、対応方法及び事業所の人員体制については、別紙のとおりである。障がい者相談支援事業所の抱えている課題については、障がい福祉サービスの多様化や制度の複雑化に伴い、相談支援を必要とする方が増加するとともに、多様な相談内容に応じるため、関係機関との連絡・調整が増加していることから、相談支援体制の充実が課題と認識している。「障がい者相談支援事業所ガイドブック」については、区役所等の相談窓口で配布しているほか、札幌市ホームページに掲載しているところであるが、今後、障がい福祉サービス更新案内の機会を活用して周知する等、必要な方の手に届くよう努めてまいりたい。</p> <p>(2) ・PA サポートセンターにおいては、利用者が希望する細かな条件に応じて、地域の介助者をより円滑に利用者で紹介すること(マッチング)が課題であるものと認識している。アンケート結果においても、利用者と介助者それぞれに希望する介助時間帯や介助内容に細かな違いがあることが判明しているため、PA サポートセンターが双方の希望を細かく調整するなどして、より柔軟にマッチングを行うよう努めているところである。今後も引き続き、PA サポートセンターが、可能な限り丁寧なマッチングを行うこととして、利用者が円滑に制度を利用できるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>(3) ・重度障がいのある方の就労支援を様々な形で推進していくことは重要と考えている。札幌市としても、国に対して、他政令指定都市と共に、障がいのある方の就労中の支援の拡充について要望しているところである。就労中のヘルパー利用については、これまでの国の議論において、個人の経済活動に対する公費負担や事業主による支援の後退が課題として指摘されているが、本年 7 月に設置された国のプロジェクトチームにおいて、福祉と雇用双方の観点から、障がいのある方の通勤や職場における支援の在り方が議論されているところである。今後とも、国の議論や制度改正の動向を注視しつつ、障がいのある方が求める多様な働き方に関する実態やニーズの把握に努めてまいりたい。</p> <p>(4) ・札幌市高齢者配食サービス事業では、高齢者の食の自立の観点から、栄養バランスの取れた食事を届けるとともに利用者の安否確認も行っているが、今後更に複雑化・多様化する高齢者のニーズに対応する必要があると考えている。高齢者の生活を支えるため、市内の各地域において地域住民や専門職、民間事業者等による会議を開催しているところであり、今後は、配食事業者にも地域のネットワークの一員として、このような会議に参加いただけるよう働きかけ、高齢者の総合的な課題解決に取り組んでまいりたい。</p>